

名 称 一般社団法人日本園芸療法学会

一般社団法人日本園芸療法学会 定款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人日本園芸療法学会と称し、英文名称は Japanese Horticultural Therapy Association (JHTA)と称する。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を大阪市に置く。
2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を置くことができる。

(目的)

第 3 条 園芸療法とは「対象者に植物を介在させ、目的のある療法的行動を実施し、対象者の変化を観察し、考察に基づく新たなる関与を行う行為」である。当法人は、園芸療法はもとよりその周辺領域を含めた、人間と植物の関係によるQOLの向上に関する普及と発展に資するための調査・研究・教育を行うことを目的とする。

(事業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 人と植物の関係を活用することによってQOLの向上に資するための研究、実践及びその支援
(2) 園芸療法士の資格認定及び教育・人材育成
(3) 植物を介在させる福祉・医療・介護分野での研究及び活動支援
(4) 上記に関する印刷物等の刊行及び頒布、電子情報媒体の作成、行事等の開催、講習会の開催
(5) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第 5 条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

(会員の種別)

第 6 条 当法人の社員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。
(1) 正社員 当法人の活動及び事業を推進するために入会した個人又は法人

(入社)

第 7 条 当法人の正社員になろうとする者は、正社員2名以上の推薦を受け、入社申し込み書を提出し理事会の承認を得なければならない。

(会費等)

第 8 条 社員は、社員総会において定めるところにより入会金及び会費を納めなければならぬ。

2 既納の会費等は返還しないものとする。

(退会)

第 9 条 社員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をし、退会届を理事長に提出しなければならない。

(除名)

第 10 条 当法人の社員が、当法人の名譽を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第 11 条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第 12 条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 会 員

(会員の種別)

第 13 条 当法人の会員は、次の5種とする。

- (1) 正会員 当法人の趣旨に賛同して入会した個人
- (2) 法人会員 当法人の趣旨に賛同して入会した法人
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した団体・機関または個人
- (4) 購読会員 当法人が発行する学術誌等出版物の購読を希望する団体・機関
- (5) 特別会員 当法人に貢献し、理事会が定めた個人

(入会)

第 14 条 本法人の会員になろうとする者は、申込書に必要事項を記入の上、正会員1名以上の推薦を受け、会費を添えて申し込むものとする。なお推薦人不在の場合は事務局へその旨を届け出ること。

(会費等)

第15条 会員は、社員総会において定めるところにより入会金及び会費を納めなければならぬ。

2 既納の会費等は返還しないものとする。

(会員の権利)

第16条 会員は、以下の権利を有する。

- (1) 学術大会等の学会が主催する行事参加
- (2) 学会誌への投稿及び研究発表
- (3) 学会誌等購読

2 会員は、学術大会時に併せて年に一回その年度の大会長が開催する会員会に於いて、当法人の運営に関する意見を述べることができる。

(退会)

第17条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をし、退会届を理事長に提出しなければならない。

(除名)

第18条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議により、その会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第19条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(会員名簿)

第20条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第4章 社員総会

(構成)

第21条 社員総会は、正社員をもって構成する。

(権限)

第22条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第23条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第24条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第25条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席社員の中から選出する。

(議決権)

第26条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第27条 社員総会の決議は、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第28条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 議長及び出席した理事長は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役 員

(役員)

第29条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事会の決議によって理事の中から理事長を1名、副理事長を2名、常務理事を若干名選定する。
- 3 理事長を以て代表理事とする。

(役員の選任)

第30条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長は当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を行う。
- 4 常務理事は理事長及び副理事長を補佐して当法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を行う。
- 5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 6 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 7 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(顧問及び相談役)

第31条 当法人に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会が指名し、理事長が任命する。

(理事の職務及び権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第33条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 任期の途中で満75歳に達した理事及び監事は、その日以降最初に到来する定時社員総会の終結の時をもって退任する。
- 4 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 5 理事若しくは監事が欠けた場合又は、任期の満了又は辞任により退任した理事又は

監事は、第29条第1項で定める新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第35条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第36条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第37条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第38条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第39条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(招集)

第40条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により理事が理事会を招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により理事が理事会の議長に当たる。

(決議)

第42条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第45条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第46条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第47条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剩余金の不分配)

第48条 当法人は、剩余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第50条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議すること、その他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第51条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 雜 則

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営上必要な諸規則、諸規程は、理事会の議決を経て、理事長が別途定める

第10章 附 則

(最初の事業年度)

第53条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和8年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第54条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時代表理事 三宅 康代（浅野 房世）
設立時理事 三宅 康代（浅野 房世）
南風原 泰
磯部 真紀
岩崎 寛

河崎 建人
澤田 みどり
土橋 豊
豊田 正博
中西 保太郎
南風原 智子
森 さち子
内田 雅子
剣持 卓也
田崎 史江
設立時監事 曾我 隆二
山根 健治

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第55条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

兵庫県西宮市甲陽園目神山町33番17号
設立時社員 三宅 康代
兵庫県尼崎市南塚口町三丁目13番17号
設立時社員 中西 保太郎

(法令の準拠)

第56条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本園芸療法学会を設立するため、設立時社員三宅康代外1名の定款作成代理人である司法書士山中信之は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和7年3月9日

設立時社員 三宅 康代

設立時社員 中西 保太郎

上記設立時社員2名の定款作成代理人

大阪府茨木市中村町16番30号

司法書士 山中信之